



広報

川越

No.760
平成3年
2/10



■ 勤労者福祉サービスセンター

2ページ

■ 平成2年分 確定申告

3ページ

■ 地価高騰を抑制 監視区域の強化・拡充

5ページ

伝説の地をたずねて わくわく散歩道シリーズ65
表紙 久保町・片葉の葦あし(関連記事は5ページ)

川越市民憲章(抜粋)

1. 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
1. 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
1. きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
1. 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
1. 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

平成2年分 確定申告は次の2会場で

2月16日(土)～3月15日(金)



- △吉蔵橋
- △川越税務署
- △三光町三六一
- △農業所得者
- △譲渡所得者
- △消費税申告者(四月一日(月)まで受け付けます)



- △西口
- △川越福利センター
- △新宿町一一七
- △農業所得者
- △譲渡所得者
- △消費税申告者(四月一日(月)まで受け付けます)

「固定資産課税台帳」の
縦覧は四月に行います。

詳しいことは、
3/25号の広報
で紹介します。

特別土地保有税つてなに

一定の面積以上の広さの土地を持つ方やその広さ

の土地を手にいれた方に納め

てもらう税金です。土地の買

い占めを抑え、宅地の供給を

促進するのが目的です。

課税対象となる面積は、地

域によって異なります。川越

市では五、〇〇〇平方メート

ル以上です。

税金の納付期限は、次のとおり

①土地の持ち主は、毎年五月末

二月末日までに納付

②前年中に土地を取得した人は、

七月一日までに納付

③八月末日までに納付

次の方の申告を受け付けます。
△営業所得者
△農業所得者
△譲渡所得者
△消費税申告者(四月一日(月)まで受け付けます)

△不動産・配当・年金 給与所得
△医療費控除・住宅取得等特別控除の還付申告を受け付け申告者

△一時所得者など

△医療費控除・住宅取得等特別控除の還付申告を受け付け申告者

△農業所得者

△譲渡所得者

△消費税申告者(四月一日(月)まで受け付けます)

就学援助

就学困難な家庭が対象

学用品、修学旅行 給食費など

経済的な理由で、小・中学校へ
の就学が困難な家庭に、学用品、
修学旅行、医療、給食などの就学
にかかる費用を援助します。

該当するご家庭は、忘れずに申
請を。なお、現在この援助を受け
ていて、新年度も引き続き援助を
受けるご家庭も申請が必要です。

（対象となる家庭）
次のいずれかに該当する家庭。
▼生活保護法による保護が停止・
廃止された家庭
▼児童扶養手当を受けている家庭
▼保護者の職業が不安定で収入が少ない家庭

▼一定の収入はあるが、病気療養
中で治療費の負担が大きく、学用
品や学校給食費の支出が困難な家
庭
▼標準世帯（父＝三十五歳、母＝三十歳、子ども＝九歳・四歳
の四人家族）で、課税対象所得額
が三百四十七万四千円以下（参考
金額）の家庭

（申込方法）

三月十五日（金）まで、申請書、
源泉徴収票、税金の申告書の控え
など課税対象所得金額のわかる書類
を持参し、教育財務課または学校へ。
※申請書は、同課と学校にあります。

問合先：教育財務課財務係（内
線233）

吸い込み下水槽 (家庭雑排水)

清掃・掘り替え・改造に補助金

下水道が未整備の地域にお住まいの方は、

家庭雑排水の処理にかかる費用の一部補助が受けられます。吸い込み下水槽の清掃・掘り替え・改造を行った方は、申請してください。

清掃
家庭雑排水の吸い込み下水槽の清掃。六ヶ月以内に申請を。
補助金額：一回につき四千円（一
年度二回以内）
※一槽（直径六〇センチ、深さ二メートル）以上もの。

掘り替え・改造
使用中の家庭雑排水用の吸い込み下水槽（建物と同じ敷地内にあることが原則）の掘り替え、または改造成。工事終了後、六ヶ月以内に申請を。

補助金額：一万二千円（改造成の場合、一万一千円）
※くわしくは、環境業務課管理係（内線241）へ。



地価高騰を抑制

監視区域の 強化・拡充

以上に変更
(届出の受付)
契約を結ぶ六週間前までに、川
越市役所開発指導課へ
(指定期間)
四月一日～平成八年三月三十一日

監視区域は、投機的な土地取引

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△県土地行政課（内線3255）
4-2-111 内線3255

△市街化調整区域（百平方メートル以上）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△市街化調整区域（五百平方メートル以上）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△県川越土木事務所開発規制第一
課（内線243-2020）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△市開発指導課（内線564）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△市街化調整区域（五百平方メートル以上）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△都開発指導課（笠幡）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△都開発指導課（中央連絡自動車道インター
チエンジ予定地の周辺）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△下広谷（一部）

による地価の高騰を防止する

ために制定されています。

（監視区域・届出対象面積）

△市街化調整区域（五百平方メートル以上）

による

お知らせパック

催し

オリエンテーリング大会

婦人青少年課 ☎ 内線 521

日時：3月10日(日)、午前8時45分から(雨天の場合は17日(日))

集合：大東中学校校庭 定員：百五十人(先着順)

参加費：二百円 持参するもの：昼食、水筒、ボールペン 申込み：2月18日(月)から電話で同課 ※車での来場はご遠慮ください。

ひな祭りケーキ作りの方講習会

農業ふれあいセンター ☎ 26-6551

月18日(月)から電話で同課 ※車での来場はご遠慮ください。

月18日(月)から電話で同課 ※車での来場はご遠慮ください。

ひな祭りケーキ作りの方講習会

農業ふれあいセンター ☎ 26-6551

月18日(月)から電話で同課 ※車での来場はご遠慮ください。

スポーツ講演会

保健体育課 ☎ 内線317

『熱いハートを燃やせ』

講師
釜本邦茂氏

入場無料

日時 3月2日(土) 午後6時~8時

会場 市民体育館

※上記をご用意ください。

主催 川越市教育委員会

川越市体育協会

(財)川越市施設管理公社

書(郵送可)

新電算システム導入のため3月12日(火)~4月1日(月)休館します。

休館中の返却は、同館・公民館の返却ボストをご利用ください。

*CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月28日(木) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

一般相談、行政相談、法律相談。

日時：2月26日(火) 午前10時~

午後4時 会場：南公民館

西文化会館の相談

一般相談(毎週木曜日、午前

午後4時) 第二・第四

住宅修繕相談(毎週木曜日、午後1時30分)

希望者は直接会場へ。無料。

※CD・カセットなどはボストに入れないのでください。

相続、贈与、滅失登記、未登

日時：2月26日(火) 午後1時30分

巡回市民相談

9
情報コラム
●川越市役所 24-8811
健康課管理係 (内線252)
予防係 (内線254)
保健指導係 (内線257)
●保健センター 24-8611
●川越保健所 24-0380

※どの会場も車での来場はご遠慮ください。

Q 学・社連携は、なぜ必要なんですか？
A 学校の教育機能を地域へ開放
学校教育は、児童・生徒が生涯にわたって学び続けることができる。学校教育は自己教育力を育て、主体的に生涯にわたり、継続して学習する方法を学び、自主的な学習を続けています。
学校教育は、生涯で終わるものではありません。私たちちは、学校教育から「生涯にわたり、継続して学習」する方法を学び、自主的な学習を続けています。

A チョット
教えて 23
国民年金
Q 私のおばあちゃんが、老齢福祉年金をもらっています。今度差額支払いは、今まで国民年金特別証書によりお支払い実施され、老齢福祉年金の支払は、今まで自動車保険料が年金支払いでいましたが、法律改正に

問合先
保健年金課年金係
(内線265)

最も多い姓
川越
おしゃべり便り
23
発見
日本人の「姓」は十萬以上
の種類があるといわれています。NTT発行の「ハローべー
ジ」で調べてみると、市内
に多い「姓」のベスト10は、
鈴木・佐藤・斎藤・田中・高
橋・新井・小林・渡辺・伊藤

くください。
問い合わせ先…川越ボランティアセンター
川越市社会福祉協議会 25-5703
中村の順でした。八番目に多い渡辺さんは、別に渡辺の旧字があり、戸籍は渡辺でも、日常では渡辺を使っている方が多いようです。
戸籍には、このように旧字のほか誤字・俗字が使われているものがあります。そのため、免許証やパスポートを得るとき、煩わしさを感じる方も多いようです。
俗字、旧字は、本人の申し出によって訂正することができます。詳しくは、市民課戸籍係(内線817)にお尋ねください。

学校施設・人材を活用し、文
化教育、文化活動、学校教育などを全て含めた概念です。
そこで、生涯学習は、社会教育、文化活動、学校教育の中で、学校教育と社会教育は、教育目標の共通性を確
定されています。

Q 私のおばあちゃんが、老齢福祉年金をもらっています。今度差額支払いは、今まで国民年金特別証書によりお支払い実施され、老齢福祉年金の支払は、今まで自動車保険料が年金支払いでいましたが、法律改正に

月支払いと併せて支払うことになりました。このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支
払は、今まで自動車保険料が
年金支払いでいましたが、法律改
正に

月支払いと併せて支払うこと

になりました。

このため、福
祉年金証書の平成三年八月の支払いが空欄となっています。これは、平成三年四月期分の支払いの後

に福祉年金証書を回収し、八
月期に四月から七月までの老
齢福祉年金の差額分を含めた
額を年金証書に記入するため

すが、どうなるのですか？

Q 私のおばあちゃんが、老
齢福祉年金をもらっています。
今度差額支払いは、今まで國
民年金特別証書によりお支払い
実施され、老齢福祉年金の支



わたしの旅日記 20



箱根を巡りて 後藤ゆき子さん(68歳・今福)

息子一家に連れられ、箱根へドライブ。宿泊先是、「何々荘」という会社の保養所がいくつも建ち並ぶ仙石原。保養所は高台にあり、富士山がよく見えて「いいなー!」と思わず声が出ます。

芦ノ湖の遊覧船は湖上よりの眺めが格別で、いつまでも乗船してみたい気分でした。箱根杉並木の澄んだ空気の森林浴には身も心も洗われたよう。また、芦ノ湖スカイラインを走れば、富士の姿がくっきり。下界の街も一望でき、余りの感動に家族ともども一斉に「うわあー!」と叫びました。高校生の孫が、盛んにシャッターを切ります。印象に残る風景は忘れられない思い出となり、私の胸深くしまい込まれました。

2泊3日の箱根の旅は終わり、息子夫婦に感謝しながら去りがたい気持ちで帰途につきました。美しい景色とおいしい空気を満喫でき、別に暮らす私には何よりのうれしいプレゼントでした。

私の旅日記募集中 400字以内の紀行文に旅先のスナップ写真を添えて下記まで。
〒350 川越市元町1-3-1 川越市役所広報課

イラストコーナー

山下美雪さん
(12歳・古谷上)

みんなでいっしょに校庭に向かう

一月二十五日(金)、県立盲学校(斎藤敏夫校長)の五、六年生の生徒六人が、市立霞ヶ関南小学校(小川司郎校長)を訪れ、五年一、二組の生徒と国語の合同授業を行いました。

「地域の生徒といっしょに授業をうけることが夢だった」という盲学校の生徒たち。うれしさと不安からこの日のために教科書を十七回も読んだ生徒もいました。

教室に入った盲学校の生徒たちは最初、机の広さの違いや生徒数の多さに戸惑っていました。しかし、慣れてくると元気よく手をあげて授業に参加。「またいっしょに授業を受けたい」という想には、霞南小の生徒から一齊に拍手がきました。

盲学校の江口美和子教諭は「見ていてハラハラしました。生徒たちにどうして、地域の学校を知るいい機会になつたと思います。いつもは六人の教室なので、感想などを聞いても答えは六通り、だけ三十人かいれば三十通りの考え方や感じ方があることに気づいたのです」と話してくれました。

昼休み霞南小の生徒が盲学校の生徒を誘つて校庭に遊びに行きました。始めは何をしていいのかわからない様



初めての合同授業

ともだち

埼玉県立盲学校
川越市立霞ヶ関南小学校



絵本を作つてみる そして果てしない 想像の世界へ…

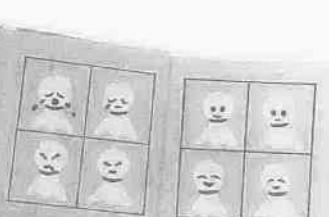


制作途中で試しにミニチュア本を作ることも

「てるてるティッシュくん」、「つらがつんづん」、「こいぬのチャック」。可愛らしい絵とタイトルに惹かれ、つい手に取つて開いてみたくなる絵本が並んでいます。

「エッグポケット」は市立図書館講座の終了生七人のグループで、平成元年七月に発足。メンバーはほとんどが三十代で子育て中のお母さん。中には、絵本を作つている子どもの母親もいます。毎月一回図書館に集まり、それぞれが手がけている作品を検討し合ったり、新しい構想を練つたり。子育て中で世代が近いという共通点があるため、それが手がけている作品を検討し合つた結果、本を購入することができました。しかし、原案を囲めば「これは常識的よ」、「もっと別な切り口を」、「こうしたほうが面白いわよ」と、熱心な検討が始まります。

「主婦は生活が決まりきついていて、あれもこれもしなきや」という「○○しなきや病」に陥りがち。でも、絵本は自由な想像で作るので、自分を開放できるんですよ。そこには現実とはまったく別の世界があるんです」と話すりーダーの間宮博子さん(35歳・寺尾)。主人公はほとんどが動物や虫、おもちゃ、子ども。創作するときは登場人物になりきつて考えるため、子どもに戻つて楽しく遊べると言います。また、童話の中では、「頑張る」や「努力」という言葉は使わないとか。「教訓的になつて大人が子どもを見下すことにもあり、本を嫌いにさせてしまうと聞きました。子どもにとって本は教わるものではなく、「夢そのもの」なんですね」と強調するのは長老格の木村恵津子さん(41歳・古谷上)。



絵本は、ストーリーを考え、絵を書き、文字を入れ、製本して完成。それの工程に苦労があります。しかし、その苦しさを乗り越えて完成したときには、大きな喜びがー。すべて自分が作つたのかしらと思つてしまします。子供たちも、自分の作った絵本はうれしくなり、本を嫌いにさせてしまふこともあります。子どもにとって本は教わるものではなく、「夢そのもの」なんですね」と強調するのは長老格の木村恵津子さん(41歳・古谷上)。

絵本は、ストーリーを考え、絵を書き、文字を入れ、製本して完成。それの工程に苦労があります。しかし、その苦しさを乗り越えて完成したときには、大きな喜びがー。すべて自分が作つたのかしらと思つてしまします。子供たちも、自分の作った絵本はうれしくなり、本を嫌いにさせてしまふこともあります。子どもにとって本は教わるものではなく、「夢そのもの」なんですね」と強調するのは長老格の木村恵津子さん(41歳・古谷上)。

入賞おめでとう

「日本の絵本賞」エッグポケットの入賞者

一般の部	▼ 読売新聞社賞 木村恵津子さん
藤理恵子さん(33歳・霞ヶ関東二)	▼ 優秀賞 伊藤順子さん(霞ヶ関東小一年)
菜津美さん(第二小一年)	▼ 勇励賞 石川

* 全国からの応募総数四、五〇二点。市内での入賞者は、エッグポケットのメンバーとそのお嬢さんたちだけです。

まちのできごと トーキングパレット



名ドライバーはモラリスト

市内のとある交差点。中央分離帯の芝生が目にさわやか……のはずが、空きカンやゴミが散乱して、目を覆うよう。せっかくの縁が泣いています。信号待ちの車から投げ捨てられたのでしょうか。車内がきれいになれば、道路は汚してもかまわない。こんな“汚名ドライバー”は要りません。



一番街が“お色直し”

小江戸川越を訪れる観光客に、もっともっと川越を愛してもらおうと、蔵造りの町並みが“お色直し”。1月下旬から始まった一番街(札の辻・仲町交差点間)の電線地中化工事。電線・電話線などが地中に埋設され、歴史ある町並みはすっきりします。工事中ご迷惑をおかけしますが、ご協力を。



童話や絵本を自分の手で作り上げるー。そこには、自由な想像の世界があり、日常の生活から解放された自分があります。そんなマルヘンの世界に入りこめる喜びを分け合っているのは「川越童話と絵本の会・エッグポケット」。

第十三回日本の絵本賞(全国学校図書館協議会・読売新聞社主催)では、同グループの二人とメンバーの子ども三人が入賞という栄誉に輝いています。

子さん(41歳・古谷上)。絵本を作つて「親子の立場が逆転した」という人も。「子どもは一番身近な読者であり批評家。作品はまずわが子を見てもらいます。つまらないと言われて落ち込んでいると、子どもが優しく慰めてくれるし、面白いときは親をほめてくれます。親は子どもをどれだけほめているだろうか、と考えてみます」。なかなかできな逆転ですね。

絵本は、ストーリーを考え、絵を書き、文字を入れ、製本して完成。それの工程に苦労があります。しかし、その苦しさを乗り越えて完成したときには、大きな喜びがー。すべて自分が作つたのかしらと思つてしまします。子供たちも、自分の作った絵本はうれしくなり、本を嫌いにさせてしまふこともあります。子どもにとって本は教わるものではなく、「夢そのもの」なんですね」と強調するのは長老格の木村恵津子さん(41歳・古谷上)。

わたしの家には、ザリガニの
ざりたろうがいます。お父さん
がつりに行つた時に、取つてき
たのです。

おんな
作家

りました。わたしは、何だんもある階だ
んをひとりで下りて、よくけが
をしなかつたなあとと思いました。
そして、げんかんには、たくさ
んくつはぬいであつたのに、ち
やんとぬれたくつをきがして、
えらいなあと思いました。きつ
と、ぎりたろうにとつて、大ほ
うけんだつたにちがいありませ
ん。

その日から、ざ

ました。

大塚小3年
いし かわ り
石 川 里
ざりたろうは、
きよ年の十一月の
はじめにだつびを
しました。そして、
今年の一月十八日
に、まだつづいて、

が、そのくつをどかそうとした

「ギャー。中になにかいる。」

るくなつてねでいるのです。みんなは、びっくりするやら、おかしいやら。どんなふうに階だんを下りてきたのだろうかと、しばらくその話にむちゅうにな



ある時、那須（栃木県）の方まで狩りに出かけ、その帰りに大東地区あたりを通りかかりました。長旅の疲れで、人馬ともくたうでした。頼朝は景時に「どこかきれいな水はないか」と聞きましたところ、入間川のすぐ近くで、清

時をほめたたえました。そして、馬の鞍を池にし、すめて武運長久を願つたといわれます。その後、この池のことを「梶原池」と呼ぶようになります。

水のいつも湧き出ており
さな池に案内しました。
く水で疲れをいやした頼
入間野で狩りをはじめま
した。頼朝はおおいに喜
ぶ地区) 沢(46)

現在、この池は弁天の池と呼ばれ、熊野神社の東側にあります。また、近くでは弁天さまを祀った小さなお社と松の木が立つており、満々と水をたたえ、いまなお当時のおもかげが偲ばれます。

県内小学生の吹奏楽を聴く
機会があった。ほとんどのバ
ンドが四～六年生での編成だ
が、中には一・三年生がトラ
ンペットを吹いたバンドもあ
った。「練習がたいへんでし
ょう」とインタビューの質問。
答えは、「余りしていません」。
静寂していたホールが、一瞬

2.12(火)

テレビ広報 わが街川越

毎週火曜日 午後5:30~5:40
午後10:00~10:10(再)
一部変更になることがあります

福祉シリーズ④ 虹をかける

視覚障害者にとって、社会参加は大きな課題であり、そこには乗り越えなければならない問題がたくさんあります。そして、ここを越えていくには、障害者自身の努力とともに、理解ある社会の対応が必要です。番組では、すでに社会に参加し活躍されている方々の話をもとに、社会の対応、何ができるかを考えていきます。

こんな
公民館がいいナ

生涯学習の場として公民館が注目されています。2月10日に開催される「公民館の集い」では、これから公民館についてシンポジウムが開かれます。

番組では、この様子とともに、皆さんからお寄せいただいた「夢の公民館」の作品発表も紹介します。生涯学習についてあなたも考えてみませんか。

2.26(火) 人形劇フェスティバル

2月17日(日)、高
階南公民館で開催
される「第10回人
形劇フェスティバ
ル」。こぐま座、
どんぐり座のみな
さんが、人形劇や

手遊びを繰り広げます。番組では、子どもたちでぎわう会場の様子、舞台人形の制作方法などを紹介します。



市議会だより



市議会第七回定例会から

市民会館中ホール舞台設備

工事請負契約などを可決

— 平成元年度決算特別委員会を設置 —

四工期

東京都文京区

株式会社松村電機製作所

請負契約の内容はつぎのとおりです。
一、契約の相手方
指名競争入札

一億九百九十万一千円

二、契約の金額
指名競争入札

一億九百九十万一千円

三、契約の相手方
指名競争入札

本契約締結の日から平成四年三月一六日まで

川越市議会第七回定例会は、一二月四日午後一時市役所に招集されました。会期は四二日間で、継続審査案件を含め四三件を審議し、一月一四日閉会いたしました。

請負契約

四年三月一五日まで

▽ 川越市市民会館中ホール増築舞台設備工事請負契約について

—原案可決—

市民会館に増築する中ホールの舞台設備工事を行うものです。

請負契約の内容はつぎのとおりです。

一、契約の方法

指名競争入札

二、契約の金額

一億五千三百四十七万円

三、契約の相手方

東京都世田谷区
東宝舞台株式会社

四、工期

本契約締結の日から平成四年三月一六日まで

▽ 川越市民会館中ホール増築舞台照明設備工事請負契約

二億七千八十九万円

奥村・三上特別共同企業体

四、工期

本契約締結の日から平成

の舞台照明設備工事を行うもの

継続審査の結果

去る九月一〇日開会の本市議会第五回定例会において、「継続審査」となった案件は、閉会中に各委員会で審査されていました。今定例会第一日(一二月四日)にその審査の経過と結果について各委員長報告が行われ、審議の結果、それぞれつぎのように決定いたしました。

▽ 在日韓国人の法的地位協定
再協議に関する請願書
(総務常任委員会に付託)
—継続審査—
▽ 平成元年度川越市水道事業決算認定について
(平成元年度水道決算特別委員会に付託)

—認定—

迎春

本年もどうぞよろしくお願ひいたします

川越市議会



議員定数を減少する条例など条例案五件を可決

本市議員定数は四〇人に――

原案可決

▽川越市交通災害共済条例の一部を改正する条例を定める

ことについて「原案可決」

交通災害共済制度の適正な運用を図るため、交通事故による災害の程度の内容を、より細かく定めたものです。

▽川越市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

「原案可決」

一般職の給料の改善等を行つたもので、給料の引上げ率は平均三・七バーセントです。

▽川越市議会の議員の定数を減少する条例を定めることについて

均三・七バーセントです。

水道事業会計補正予算 など六件を可決

原案可決

▽平成二年度川越市水道事業会計補正予算(第一号)

「原案可決」

来の一〇キログラム当たり三〇円から六〇円に、また産業廃棄物の処分費用が一〇キログラム当たり五〇円から一〇〇円に改正されます。

▽川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて「原案可決」

新たに下水道整備する区域の受益者負担金額を定めたものであります。金額は一平方メートル当たり四百二十五円です。

▽平成二年度川越市一般会計

「原案可決」

来の一〇キログラム当たり三〇円から六〇円に、また産業廃棄物の処分費用が一〇キログラム当たり五〇円から一〇〇円に改正されます。

▽川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて「原案可決」

新たに下水道整備する区域の受益者負担金額を定めたものであります。金額は一平方メートル当たり四百二十五円です。

原案可決

▽平成二年度川越市水道事業会計補正予算(第二号)

原案可決

▽平成二年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)

原案可決

▽平成二年度川越市都市下水路事業特別会計補正予算(第二号)

原案可決

▽平成二年度川越市一般会計

原案可決

▽平成二年度川越市水道事業会計補正予算(第一号)

原案可決

</div

市政に関する一般質問

一 質

問

今定例会では、四日間にわたり次の議員から一般質問が行われました。

中原秀久議員

水の水質管理について
水の水質管理について
水の水質管理について

河川整備と水害対策について
河川整備と水害対策について
河川整備と水害対策について

伊佐沼と川越市農業ふれあいセンターについて
伊佐沼と川越市農業ふれあいセンターについて
伊佐沼と川越市農業ふれあいセンターについて

永堀善一議員

川越工業団地の拡張について
川越工業団地の拡張について
川越工業団地の拡張について

安田謹之助議員

市民の健康管理について
市民の健康管理について
市民の健康管理について

河川景観の整備について
河川景観の整備について
河川景観の整備について

県道川越・坂戸・毛呂山線
(中央通り)にかかる諸課題について
県道川越・坂戸・毛呂山線
(中央通り)にかかる諸課題について
県道川越・坂戸・毛呂山線
(中央通り)にかかる諸課題について

石川良三郎議員

職員の健康管理について
職員の健康管理について
職員の健康管理について

固定資産税、都市計画税について
固定資産税、都市計画税について
固定資産税、都市計画税について

坂戸史跡公園について
坂戸史跡公園について
坂戸史跡公園について

山口登議員

一人暮らし老人への給食サービスについて
一人暮らし老人への給食サービスについて
一人暮らし老人への給食サービスについて

小・中学校、保育園における
小・中学校、保育園における
小・中学校、保育園における

松岡秀仁議員

水対策について
水対策について
水対策について

昭和一七年三月四日生

一

質

問

一 生涯学習について

- (1)都市政策とライフステージ
- (2)とりと健康の都市づくり
- (3)生きがいのある生涯学習社会

仲

孝輔

議員

山下

かつ代

議員

江田

俊雄

議員

菊地

実

議員

山根

隆治

議員

水

登

議員

矢部

操

議員

環境衛生管理について

高橋康博議員

一 ゴミ問題の現状と長期的展望について

- (1)道路整備について
- (2)雨水排水対策及び河川改修
- (3)その他

中嶋千代議員

登校拒否

児童遊園、自治会館等の土

地返還をめぐる諸問題につい

て

江田俊雄議員

市行政としてソ連国民に人

道的な援助を

二 市東部地域の諸問題につい

て

菊地実議員

国勢調査の機関委任事務に

ついて

三 市立診療所の経営について

選挙法の趣旨について

二 乳幼児検診制度の充実と拡

大のため

一 大東地域における諸問題につい

て

二 乳幼児検診制度の充実と拡

大のため

一 乳幼児検診制度の充実